

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2018 年 2 月 13 日
東村山市議会議長様

議席番号 13 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>「誰でも当事者」、空家等対策計画について</p> <p>東村山市では、25 年の空き家等実態把握基礎調査に始まり、「空家特措法」が完全施行となった 27 年には空き家実態状況報告書が作成された。28 年の空家等対策協議会の設置、空家等対策計画基本方針策定、そして先日、29 年度末の対策協議会で、パブリックコメントへの対応が報告され、空家等対策計画の検討を終えた。他人事ではなく誰でも当事者であるとのコンセプトだ。「食品ロスと貧困」がリンクすべき課題であるように、「空き家と生活困窮」もリンクすべき課題といえる。札幌の生活困窮者住宅の火災に明らかなように公営住宅の不足も背景にあるといえ、住宅資源と必要とする人とを結びつける有効な施策となることを期待したい。</p> <p>① 地方創生総合戦略との関連とはどのようなことか。</p> <p>② 住宅総数が世帯数を上回る供給過多の状況についてはなす術はないのか、どのように対応していくのか。</p> <p>③ 空き家率は 9.89%、住宅総数 71,910 戸のうち空き家総数は 7,110 戸が 25 年の住宅・土地統計調査の数字である。実態調査では空き家が 600 戸確認されたとするが、数値におけるこの差はどのようなものか、改めて確認する。</p> <p>④ 空き家のうち 24.8%を占める「その他の住宅」1760 戸が大きな課題である。また、利活用が無理な空き家が 23%あるとされる。課題としてどのように分析し、解決に向けてどのような協議がされたか。</p>

- ⑤ 3つの基本方針が定められ、基本方針1では、空き家に至らない予防策、発生抑制に力が入れている。計画の専門家団体との協定や総合相談窓口の設置がそれにあたる。周知や啓発、講演会など「誰でも当事者」であるとして当事者意識醸成に向け動き出している。しかし、基本方針2にあたる既存空き家の流通促進などに対応する計画・構想は具体策が見えない。スピード感が必要ではないか。基本方針2のスケジュール観を伺う。
- ⑥ 住宅セイフティネット法・制度が29年10月から施行され、住宅要配慮者との政策のマッチングや28年3月の一般質問で取上げた居住支援協議会の設置が求められることになった。住宅において福祉分野との協働案件となるが、計画案には記載がない。今後の描きを伺う。
- ⑦ 住宅資源として空き家バンク化、空き家ストックの活用、流通のためのネットワーク化が想定される。既に登録やバンク化、マッチング支援を行う自治体も出ている。国土交通省が開示情報の標準化をはかった「全国版空き家・空き地バンク」も試行運用が開始された。空き家バンクネットワークに参加の自治体は増えている。検討はどのようにされてきたのか。
- ⑧ 利活用では賃貸やシェアオフィスなど借り手が必要とするリフォームなどの助成は視野に入っているか。
- ⑨ 公的な利活用、モデル事業のイメージはどのようなものか。実現までの課題、障壁は何か。
- ⑩ 市民との情報共有や個々の相談など多機関連携、連絡調整組織が必要であり、継続的な把握のため、空き家情報シートや空き家管理台帳などのデータベース構築なども必要となるだろう、どのように対応していくのか。
- ⑪ 基本方針3では、除却費用助成も必要となる。考え方を伺う。

2 女性と子どもの貧困連鎖は解消されるのか

厚生労働省は生活保護基準の引き下げを2018年10月から段階的に3年間実施するとしている。67%の世帯が減額となる生活扶助基準の見直しが行われることで、食費や光熱費にあてる生活扶助費の最大5%、平均で1.8%削減とされ、削減総額は160億円となり、90年代の保護基準に下がってしまう。引き下げで影響

を受ける子どもは 27 万人。「子どもの貧困対策指標（文科省）」によると、一般家庭の大学進学率は 80%、生活保護世帯 21%～22%とされる。進学という選択肢は保護受給に関係なく与えられるべきであり、2013 年成立の「子どもの貧困対策推進法」の考え方と矛盾する生活保護引き下げとなる。「貧困ライン」が低下する状況において一般低所得者世帯に合わせるという発想自体が大きな問題だ。

- ① さまざまな制度の基準の参照・モノサシとなる生活保護基準引き下げは、厚労省は少なくとも 38 の制度に影響が出る可能性があるとしている。どのような基準と連動し、影響を及ぼすのか。
- ② 就学援助などは、自治体の裁量が優先され、保護基準との連動を止めることもできる。どのようなことが可能となるのか。
- ③ ひとり親家庭に加算される母子加算も 20 億円の減額となる。かつて母子加算は 2007 年に廃止され、世論によって復活したものだ。ひとり親家庭の相対的貧困率は 5 割を超えている。女性と子どもの貧困が深刻化する中、減額が行われる理由や背景は何か。「貧困の連鎖の解消」は可能となるのか。
- ④ 母子加算を受けている対象者数、世帯数はどのようなか。
- ⑤ 減額の規模、割合はどのように想定されるのか。
- ⑥ 生活困窮者自立支援の学習支援事業 DESC の高校生への学習機会と居場所の確保、子どもの発達の権利保障への拡大を評価したい。考え方や必要性について伺う。
- ⑦ 学習支援に来なかった子や落ちこぼれてしまう子へのアプローチをどのように考えるか。
- ⑧ 「くらし支え合い条例」と実践で知られる滋賀県野洲市には、「ひとり親支援窓口」があり生活困窮分野でも包括的な支援を行っている。どのように考えるか。
- ⑨ 母子父子自立支援員は常勤一人が非正規 2 名への行革プランが出されている。本市での支援員の体制、配置はどのようなか、また今後の配置に変化はあるのか。

No. 4
13番 大塚 真美子

- | | |
|--|---|
| | <p>⑩ 母子父子自立支援員が受けた年間の相談件数および相談内容はどのようなか。</p> <p>⑪ 市長に、女性と子どもの貧困連鎖をなくす対策について見解を伺う。</p> |
|--|---|